

竹原市国民保護計画の概要

第1編 総論

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、基本的人権の尊重や国民の権利利益の迅速な救済等、特に留意すべき9項目を基本指針とする。

国民保護措置の実施に当たり、市等の事務又は業務の大綱等について定める。

地理的、社会的特徴としては、広島県沿岸部のほぼ中央部に位置し、平地の規模は、賀茂川の中下流域を除き規模が小さく、山地が屈曲した海岸線近くまで迫っており、人口も沿岸部に多い。

本計画では、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態の4類型及び緊急処理事態の4つの事態例を対象とする。

第2編 平素からの備えや予防

市は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平時から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次の備えを行う。

- ・ 関係機関との連携体制の整備
- ・ 通信の確保
- ・ 情報収集・提供等の体制整備
- ・ 研修及び訓練
- ・ 避難及び救援に関する平素からの備え
- ・ 物資・資材の備蓄、整備及び点検
- ・ 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、市独自の対応として竹原市国民保護対策連絡室を設置し、初動体制を確立する。

市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織等について定める。

国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

警報の伝達等及び通知を迅速かつ的確に実施する。また、島、中山間などの地域特性や事態の類型に応じた住民の避難に留意する。

避難住民の誘導等については、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導等を行う。

避難住民等の救援については、県から実施すべき措置の内容及び期間の通知に基づき、救援を実施する。

安否情報の収集・提供については、市が行うこととなるため、安否情報の収集、整理及び県への報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

武力攻撃災害への対処については、災害現場における通常への対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う。

被災状況の収集及び県への報告に当たり、必要な事項を定める。

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であるため、保健衛生の確保や文化財の保護について定める。

武力攻撃事態等において、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について定める。

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理するため、必要な事項について定める。

第4編 復旧等

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を行う。

武力攻撃の復旧については、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を定める。

第5編 緊急対処事態への対処

市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施など、緊急対処事態への対処については、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。